

ヘルシーユース かごしま

No.27

有害環境から青少年を守りましょう！



～青少年を健全に育てるのは大人の責任です。～

家庭・学校・地域等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、
青少年を取り巻く環境の向上を目指しましょう。

ふるさと

郷土に学び・育む青少年運動

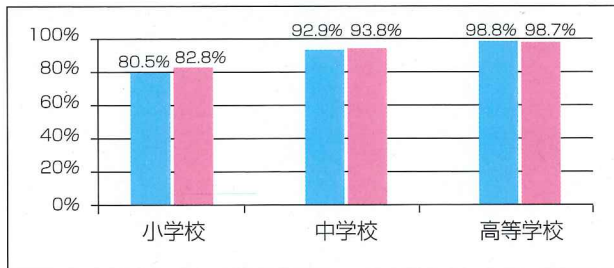
毎月第3土曜日は **青少年育成の日** 【地域ぐるみで青少年育成】
毎月第3日曜日は **家庭の日** 【家族のふれあいの促進】
毎月19日は **育児の日** 【家庭・地域・職場で子育て応援】



青少年をインターネット上の危険から守るために

青少年によるインターネットの利用が拡大していることから、青少年がインターネット上に流通している様々な違法・有害情報に触れる可能性があり、コミュニティーサイトの利用などにより友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれることもあります。また、安易な書き込みなどによって犯罪の加害者になることもあります。

○ インターネット接続機器所持率



※携帯電話(スマートフォンを含む)、ゲーム機、パソコン等のインターネットに接続できる機器を1台以上所持又は使用している者
※全回答者数に対する割合



(資料: 鹿児島県教育庁「インターネット利用等に関する調査」)

- ◎ 青少年が安全に安心してインターネットを利用するためには、**保護者がインターネットの特徴を理解し、家庭内でインターネット利用について話題にしながら、青少年を見守ることが大切です。**

インターネットの特徴とリスク

公開性

インターネットは世界中に開かれているため、誰に見られているかわかりません。

記録性

情報は誰かにコピーされ、広がり続ける可能性があるため、完全には削除できません。

公共性

インターネットは仲間うちだけの空間ではなく、いろいろな人が利用する公共の場です。

侵入の可能性

自分の機器やIDが悪意のある人に不正使用されて、大切な情報が盗まれる恐れがあります。

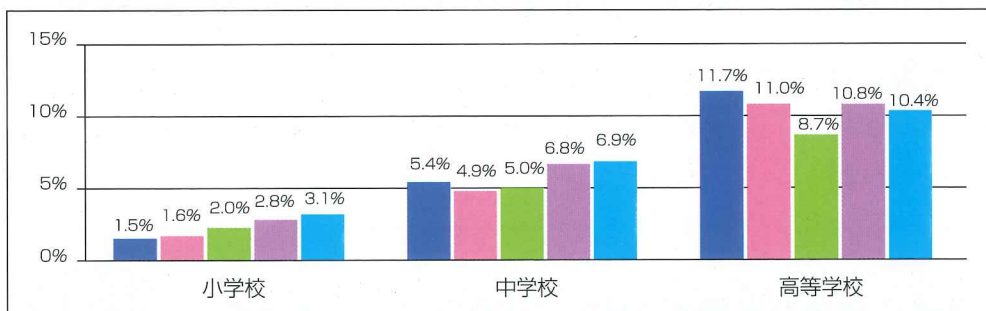
信憑性

情報や発言の真意が不明なこともあるため、自分で確認・判断することが必要です。

追跡性

警察はアクセスログから情報発信元を特定できます。一般の第三者でも個人を特定できる可能性があります。

○ 携帯電話やインターネットの利用トラブル

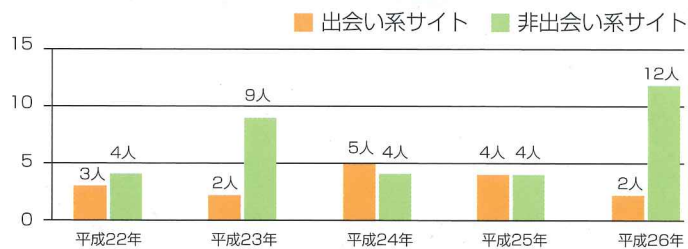


※全回答者数に対する割合

■ 平成23年度
■ 平成24年度
■ 平成25年度
■ 平成26年度
■ 平成27年度

(資料: 鹿児島県教育庁「インターネット利用等に関する調査」)

○ 出会い系サイト及び非出会い系サイトに関する被害生徒（中高生）数の推移



(資料:鹿児島県警察本部「少年白書」)

※「非出会い系サイト」とは、異性交際目的でない、ユーザー同士の交流ができるゲームサイトやSNSなど

ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、ネットの長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題も生じています。



保護者ができる3つのポイント

(1) お子さんが被害者にも加害者にもならないように、適切にインターネットを利用させましょう。

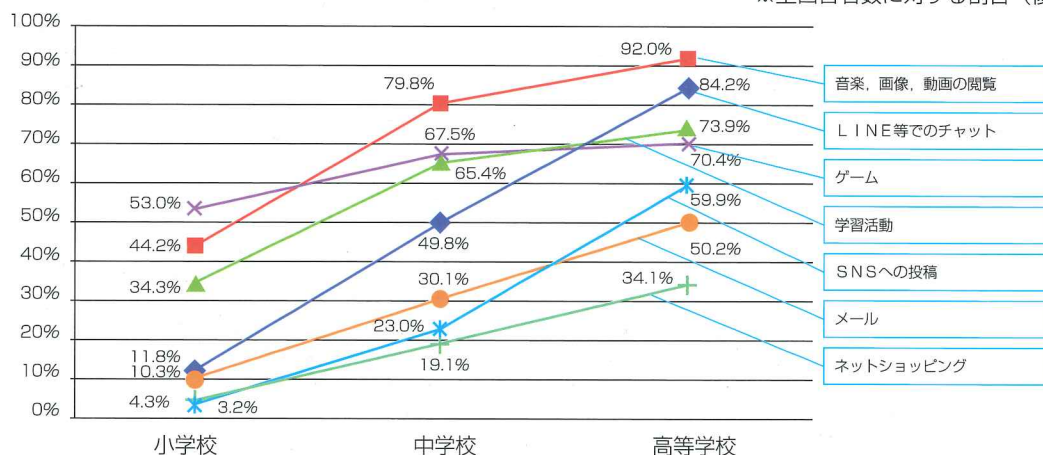
- 初めてインターネットを利用させる時や新しい機器を持たせる時が肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのかお子さんと話し合しましょう。
- お子さんの成長に合わせて、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。
- お子さんは保護者の行動を見て、学び、育ちます。お子さんだけでなく、保護者自身も適切なインターネット利用を心がけましょう。



- ◎ お子さんにインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。青少年インターネット環境整備法第6条において、**保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとされています。**

○ インターネットの利用目的【平成27年度】

※学校以外で、よく利用している内容の順
※全回答者数に対する割合（複数回答）

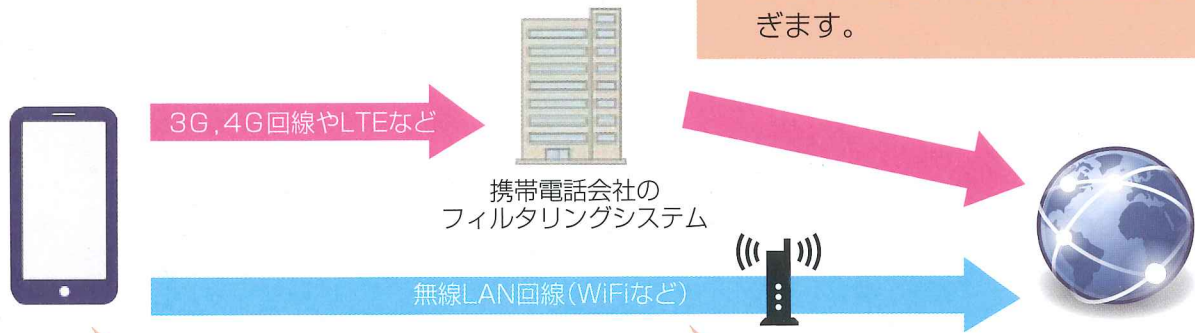


(資料:鹿児島県教育庁「インターネット利用等に関する調査」)

(2) フィルタリングを設定しましょう。

お子さんを有害情報やインターネットトラブルから守るために、必ずフィルタリングを設定しましょう。

◎ フィルタリングは3種類あります。

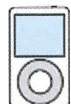


ゲーム機や音楽プレイヤー 学習用タブレットにもフィルタリング

ゲーム機や携帯音楽プレイヤーの中には、スマートフォンと同じような機能を持ち、インターネットに接続してアプリやサービスを利用できるものもあります。(設定は利用機器の取扱説明書等で確認)



ゲーム機



携帯音楽プレイヤー



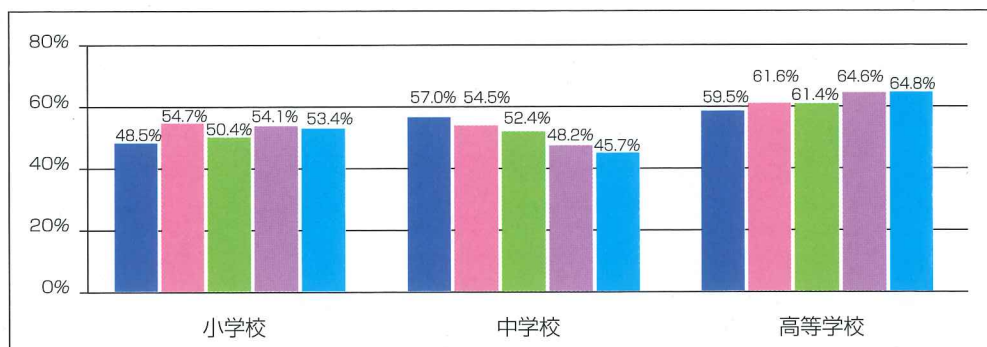
学習用タブレット

フィルタリングの設定方法

フィルタリングの設定方法は、携帯会社や機種により対応が異なりますので、購入時に販売店やメーカーに確認しましょう。



○ 携帯電話(スマートフォン含む)所持者のフィルタリング設定率



※自分専用携帯電話所持者中、フィルタリングを設定している者

- 平成23年度
- 平成24年度
- 平成25年度
- 平成26年度
- 平成27年度

(資料：鹿児島県教育庁「インターネット利用等に関する調査」)

(3) 家庭内のルールを設定しましょう。

大切なのは、お子さんにインターネットに潜む危険性をしっかりと伝え、一緒に話し合いながら、お子さんが実行できるような無理のない具体的なルールを作ることが大切です。

ルールを書いてみましょう

ルール(1)

ルール(2)

ルール(3)

ルール(4)

ルール(5)

ルール(6)

ルール(7)

ルールの具体例

- 利用時間帯を決める
- 利用場所を決める
- 充電器はリビングに置く
- 名前、顔写真、電話番号、住所などの個人情報を書き込まない
- 他人の悪口など、人のいやがることを書き込まない
- 知らない人のメールに返信しない
- ルールを破ったときは、一定期間、使用できない など



困ったときは、気軽に相談しましょう

トラブルのときに慌てないように、機器の購入時に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

インターネットのトラブルで困った時の相談窓口

かごしま教育ホットライン 24 ☎0120-783-574 (フリーダイヤル:24時間受付)

警察相談ダイヤル ☎#9110 (全国統一ダイヤル:24時間受付)

鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999 (月~金 9時~17時, 土 10時~16時)

大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999 (月~金 9時~17時)

消費者ホットライン ☎(局番なし)188

平日(月曜日から金曜日)は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

土曜日は、県消費生活センターへつながります。

日曜日・祝日は、独立行政法人国民生活センターへつながります。

なお、お住まいの市町村によって受付時間等が異なりますのでご注意ください。

ネットポリス鹿児島

✉ meyasubako@npk.from.tv

有害図書等から青少年を守りましょう！

図書等取扱業者は

青少年にとって有害な図書等を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはいけません。（鹿児島県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）第9条）

【罰則】 青少年に有害図書等を販売、貸付、閲覧又は視聴させた業者は、20万円以下の罰金又は料料

有害な図書とは

青少年の性的な感情を刺激するなど、その健全な育成を阻害するおそれのある図書等を、条例の規定に基づき、知事が有害な図書等として指定したものです。

また、上記以外でも、次の基準に達している図書等は、有害な図書等とみなします。

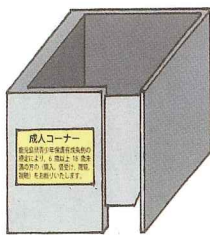
【基準】

- ・ 書籍、雑誌： 卑猥な姿態又は性的な行為を被写体とした写真・図画が20ページ以上又は総紙面の5分の1以上をしめるもの。
- ・ D V D 等： 卑猥な姿態又は性的な行為を被写体とした映像時間が3分を超えるもの、又はその場面が20場面以上若しくは総場面の5分の1以上をしめるもの。

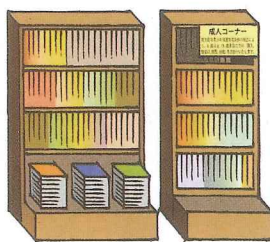
ご協力をお願いします。

◎一般図書との区分した陳列を！（条例第10条）

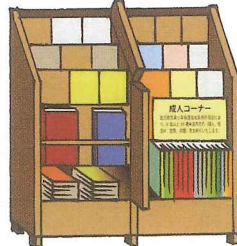
隔離する方法



一般の図書と離す方法



仕切り板で仕切る方法



◎成人コーナーには、次の表示を！（条例第10条）

成人コーナー

鹿児島県青少年保護育成条例の規定により、18歳未満の方の購入、借受け、閲覧、視聴をお断りします。

◎有害図書には、紐かけや包装を！



業者の皆様へ

- 女性向け雑誌で有害図書に該当するもの（レディースコミック等）のように、表紙だけでは分からない有害な漫画・雑誌が増えています。
内容を確認した上で、一般の図書と区別して陳列し、青少年が手に取ったり、購入したりすることがないようにしてください。
- 陳列されている有害図書がガラスをとおして店舗の外から見える場合があります。
陳列棚の後ろに仕切りを設けるなど、青少年のための環境改善にご協力をお願いします。

青少年を薬物乱用から守りましょう！

薬物乱用とは、病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することです。例えば、不眠症でないのに酩酊感を味わうために睡眠薬を飲んだり、シンナー遊びや快楽を得るために使用することです。

たとえ1回であっても、このような目的で使用した場合には、薬物乱用にあたります。

薬物を乱用すると

薬物乱用の恐ろしさは、何回も繰り返し使用したくなる「依存性」を持ってしまうこと、そして、繰り返し使っているうちに「耐性」を持ってしまうことです。

このような状態になると、自分の意志では薬物の使用をコントロールできなくなり、身体と精神がむしばまれてしまいます。

・乱用される代表的な違法薬物



覚せい剤



大麻



MDMA

危険ドラッグとは

「合法ハーブ」「アロマ」「お香」などと称して販売される薬物で、店舗、インターネットで販売されており、使用した人がおう吐、けいれん、呼吸困難、意識障害等の健康被害を起こしたり、死亡するケース、使用したことによる事故や事件も発生しています。

これらの薬物は、麻薬、大麻など規制薬物以上の依存性・毒性を有する成分を含んでいるものもあり、大変危険ですので絶対に手を出してはいけません。

インターネットやスマートフォンでの販売など、手口が悪質巧妙化しています。保護者や地域社会が違法薬物や危険ドラッグのことを正しく認識し、青少年による乱用を許さない環境をつくりましょう。



未成年者の飲酒・喫煙防止にご協力を！

未成年者の飲酒や喫煙は、成長期における身体に悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒から「死」に至ることもあります。喫煙についても、成長期における身体に悪影響を与えます。

社会全体で取り組みを！

飲酒・喫煙が非行の入口になったり、事件・事故の引き金となる場合があることを認識し、未成年者の飲酒・喫煙防止に社会全体で取り組みましょう。

保護者や地域の皆様へ

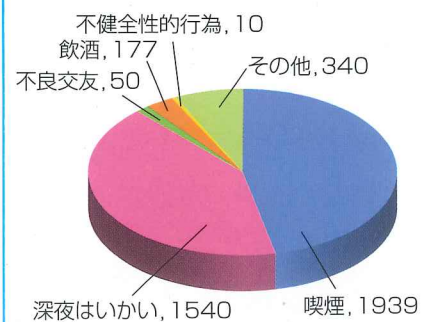
- ・未成年と知りながら、安易な気持ちで喫煙・飲酒をすすめてはいけません。
- ・声かけ運動や巡回活動など地域で取り組みましょう。

販売業者の皆様へ

- ・相手が未成年と疑われる場合は、身分証明書等の提示を求めするなど、年齢確認の徹底をお願いします。

不良行為別の不良行為少年数

(単位:人)



(資料: 鹿児島県警察本部「少年白書」)

青少年の深夜外出をなくしましょう！

青少年の深夜外出は、喫煙、飲酒、薬物乱用等の様々な非行の原因につながり、また、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性が十分にあります。

青少年保護育成条例では、青少年の深夜外出を防止するため、次のような制限を行っています。

深夜外出の制限

・保護者は

特別な理由がある場合を除いて、深夜（午後11時から翌日の午前4時までの間）に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。



・大人は

深夜に、青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するよう指導しなければなりません。

また、保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

【罰則】 青少年を深夜に連れ出し等した者は、10万円以下の罰金又は科料

カラオケボックス等への深夜の立入禁止

・興行者等は

深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません。

※興行場等とは、映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックスやインターネットカフェ等をいいます。



保護者の皆様へ

- 保護者同伴でも、青少年は興行場等に深夜の立入はできません。
- 興行場等では、自主的に青少年の入場制限時間を設けているところがあります。ご協力をお願いします。

STOP! 子どもを連れての深夜外出

子どものうちに基本的な生活習慣・リズムを身につけることが重要です。子どもの健やか成長を考え、子どもを連れての深夜外出は控えましょう。

子どもを連れての度重なる深夜外出によって

- ・十分な睡眠がとれないなど、生活のリズムが不規則になると、結果的に様々な心身の不調を引き起こすおそれがあります。
- ・保護者の子どもへの注意が散漫になり、連れ去りやわいせつなどの犯罪に巻き込まれる危険性があります。